

京 都 大 学 の 情 報 セ キ ュ リ テ ィ 対 策 に 関 す る 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 個人情報 <u>生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)</u>をいう。</p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(部局情報セキュリティ技術責任者等)</p> <p>第5条の2 部局に部局情報セキュリティ技術責任者を置き、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</p> <p>2 部局情報セキュリティ技術責任者は、当該部局の情報システムにおける情報セキュリティ対策の実施に関し統括する。</p> <p>3 部局に、必要に応じて部局情報セキュリティ副技術責任者を置くことができる。</p> <p>4 <u>部局情報セキュリティ副技術責任者は、当該部局の教職員のうちから、部局情報セキュリティ責任者が指名する。</u></p> <p>5 <u>部局情報セキュリティ副技術責任者は、部局情報セキュリティ技術責任者を補佐する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1)～(6) }</p> <p>(7) 個人情報 <u>京都大学における個人情報の保護に関する規程(平成17年達示第1号)第2条第1項に規定する個人情報及び京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程(平成27年達示第49号)第2条第4項に規定する特定個人情報等をいう。</u></p> <p>(8) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この号において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)、事務本部及び各共通事務部をいう。</p> <p>(9)～(11) (同 左)</p> <p>(部局情報セキュリティ技術責任者等)</p> <p>第5条の2 } (同 左)</p> <p>2 }</p> <p>3 部局に、必要に応じて<u>部局情報セキュリティ技術責任者を補佐させるため、部局情報セキュリティ副技術責任者を置くことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p>